（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）

第四十三条　法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第三十九条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図

三～十二　（略）

２　（略）

第四十八条　削除

第四十九条　削除

第五十条　削除

第五十一条　削除

（都市計画施設の改修に関する事業に係る認可に関する協議及び同意）

第五十五条の二の二　法第百九条の二第二項の規定により協議をし、同意を得ようとする市町村は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事（同項各号に掲げる事項にあっては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。ただし、法第八十一条第九項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がない場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

一　立地適正化計画に記載しようとする法第百九条の二第一項に規定する事項を記載した書類

二　都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあっては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類

三　都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類

（立地誘導促進施設協定の認可の基準）

第五十五条の三　法第百九条の四第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第百九条の四第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）

第四十三条　法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第三十二条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図

三～十二　（略）

２　（略）

（特定路外駐車場の設置の届出）

第四十八条　法第百六条第一項の規定による届出は、別記様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一　特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　特定路外駐車場の区域

ロ　特定路外駐車場の自動車の出口及び入口

第四十九条　法第百六条第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

（変更の届出）

第五十条　法第百六条第二項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置とする。

第五十一条　法第百六条第二項の規定による届出は、別記様式第十七による変更届出書を提出して行うものとする。

２　第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（新設）

（立地誘導促進施設協定の認可の基準）

第五十五条の三　法第百九条の二第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第百九条の二第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）